⑵　12の欄は、次によること。

ア　無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と１及び８の欄の住所が同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。

イ　船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ　航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

⑶　14の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。

⑷　15の欄は、次によること。

ア　申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から５年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

ウ　遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点（無線設備の設置場所又は常置場所に限る。）及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

ａ　電波の発射の停止を確認することができること。

ｂ　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

ｃ　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

エ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

オ　周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の３第７号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

カ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。